

議案第 号

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年（2026年）2月13日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例

宝塚市火災予防条例（昭和59年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第10条の2とする。

第9条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第10条 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- （1） 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- （2） 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第13号まで及び第15号から第18号まで、第

2項第6号、第3項並びに第4項を除く。)及び第7条第1項の規定を準用する。

第36条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第53条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「防火管理者」の次に「又は防災管理者」を加え、「消火及び避難等の消防訓練」を「消防計画に基づく訓練」に改め、同条第2項を削る。

第54条第8号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同号を同条第8号の2とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

(8) 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年3月31日から施行する。ただし、第53条第1項の改正規定及び同条第2項を削る改正規定並びに次項の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第53条第2項を削る改正規定の施行の日前に防火管理者が実施した消防訓練に係る防火管理者の消防署長への報告については、なお従前の例による。

議案第 号

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市火災予防条例(昭和59年条例第40号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(サウナ設備)</p> <p>第10条 サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、サウナ設備</p>	<p>(簡易サウナ設備)</p> <p>第10条 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。))に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</p> <p>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第13号まで及び第15号から第18号まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。)及び第7条第1項の規定を準用する。</p> <p>(一般サウナ設備)</p> <p>第10条の2 一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設</p>

消 防 予 第 444 号
令和 7 年 11 月 12 日

各 都 道 府 県 知 事 } 殿
各 指 定 都 市 市 長 }

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱い
に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省
令等の公布等について

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する
条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 7 年総務省
令第 101 号。以下「改正省令」という。）及び対象火気設備等及び対象火気器具
等の離隔距離に関する基準の一部を改正する件（令和 7 年消防庁告示第 10 号。
以下「改正告示」という。）が令和 7 年 11 月 12 日に公布されました。

今回の改正は、「可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会
報告書」を踏まえ、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等
の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第
24 号。以下「対象火気省令」という。）及び対象火気設備等及び対象火気器具
等の離隔距離に関する基準（平成 14 年 3 月 6 日消防庁告示第 1 号）について、
所要の改正を行うものです。

また、対象火気省令の一部改正に伴い、〇〇市（町・村）火災予防条例（例）（昭
和 36 年 11 月 22 日付け自消甲予発第 73 号）についても、別紙のとおり所要の改
正を行いました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとと
もに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を
処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いし
ます。

記

第一 改正省令に関する事項

1 対象火気設備等の種類への「簡易サウナ設備」の追加（対象火気省令第3条関係）

簡易サウナ設備は、従来の消防法令上のサウナ設備と特性が異なることから、別の種類のものとして位置づけることとし、対象火気設備等の種類に「簡易サウナ設備」を追加するとともに、所要の改正を行う。

- ・ 対象火気設備等の種類に「簡易サウナ設備」を追加
- ・ 対象火気設備等の種類の「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に変更
- ・ 簡易サウナ設備の定義は「屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力六キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。」とする。

2 簡易サウナ設備について火災の発生のおそれのある部分に係る防火上有効な構造に係る規定の整備（対象火気省令第10条関係）

固体燃料（薪）を使用する簡易サウナ設備について、不燃材料で造ったたき殻受けを付設することとする。

3 簡易サウナ設備について安全を確保する装置等に係る規定の整備（対象火気省令第15条関係）

簡易サウナ設備について、温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けることとする。

ただし、薪を熱源とするものにあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置することにより代えることができることとする。

第二 改正告示に関する事項

簡易サウナ設備について、周囲の可燃物との間の離隔距離（対象火気設備、器具等の設置の際に、当該対象火気設備、器具等と建築物その他の土地に定着する工作物及び可燃物との間に保つべき火災予防上安全な距離）は、周囲の可燃物が許容最高温度（100℃）を超えない距離又は当該可燃物が引火しない距離のいずれかが確保されていればよいこととする。

第三 施行期日に関する事項

令和 8 年 3 月 31 日としたこと（改正省令附則、改正告示附則関係）。

第四 火災予防条例（例）の一部改正に関する事項

1 対象火気省令の一部改正に伴う改正等について

(1) 簡易サウナ設備関係（第 7 条の 2 第 1 項関係）

ア テント型サウナ室又はバレル型サウナ室に設ける放熱設備であって、屋外その他の直接外気に接する場所に設ける定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものを簡易サウナ設備として定義したこと。

イ 簡易サウナ設備と建築物等及び可燃性の物品との火災予防上安全な距離として、周囲の可燃物が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物が引火しない距離のいずれかが確保されていればよいこととしたこと。

ウ 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けることとしたこと。

ただし、薪を熱源とするものにあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置することにより代えることができることとしたこと。

(2) 一般サウナ設備関係（第 7 条の 3 関係）

簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）を一般サウナ設備として定義したこと。

(3) 火を使用する設備等の設置の届出（第 44 条関係）

簡易サウナ設備について、相対的に火災危険性が低いと考えられる個人が設けるものを除き、一般サウナ設備と同様に届出を要することとしたこと。

(4) 住宅における火災の予防の推進（第 29 条の 7 関係）

住宅における火災の予防を推進するための施策に感震ブレーカーの普及促進を明記したこと。

2 施行期日について

令和 8 年 3 月 31 日としたこと（附則関係）。

〇〇市（町・村）火災予防条例の一部を改正する条例 新旧対照表

○火災予防条例（例）（昭和三十六年十一月二十二日 自消甲予発第七十三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（簡易サウナ設備）</p> <p>第七条の二 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力六キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>一 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</p> <p>二 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱</p>	<p>〔新設〕</p>

源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。
ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲
において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器
を設置した場合は、この限りではない。

- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び
管理の基準については、第三条（第一項第一号、第十号から第十
四号まで、第十七号から第十八号の三まで、第二項第六号及び第
三項並びに第四項を除く。）及び第五条第一項の規定を準用する。

（一般サウナ設備）

- 第七条の三 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備）
サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位
置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

「一 略」

- 二 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱
源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

- 2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び
管理の基準については、第三条（第一項第一号及び第十号から第
十二号までを除く。）の規定を準用する。

（住宅における火災の予防の推進）

- 第二十九条の七 ○○市（町・村）は、住宅における火災の予防を
推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- 一 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防

（サウナ設備）

- 第七条の二 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」とい
う。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない
い。

「一 同上」

- 二 サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を
遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

- 2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理
の基準については、第三条（第一項第一号及び第十号から第十二
号までを除く。）の規定を準用する。

（住宅における火災の予防の推進）

- 第二十九条の七 ○○市（町・村）は、住宅における火災の予防を
推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- 一 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防

止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

二 住民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進

〔2 略〕

(火を使用する設備等の設置の届出)

第四十四条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長(消防署長)に届け出なければならぬ。

〔一〕六 略〕

六の二 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)

七 一般サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

〔七の二〕十五 略〕

止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

二 住民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進

〔2 同上〕

(火を使用する設備等の設置の届出)

第四十四条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長(消防署長)に届け出なければならぬ。

〔一〕六 同上〕

〔新設〕

七 サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

〔七の二〕十五 同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この条例は、令和八年三月三十一日から施行する。

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

1 サウナ設備について

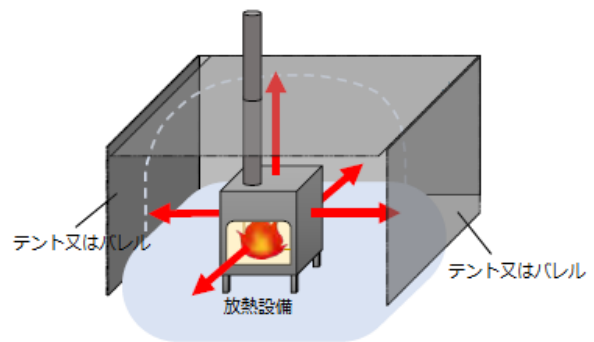
近年のサウナブームを背景に、屋外のテント等のサウナ室に設置される消費熱量が小さい簡易的なサウナ設備が増加していることから、現行基準の見直しを図る。

(1) 改正内容

サウナ設備（第10条） — 簡易サウナ設備（第10条）【新設】
— 一般サウナ設備（第10条の2）【一部改正】

(2) 簡易サウナ設備

簡易サウナ設備とは、屋外その他の直接外気に接する場所に設ける「テント型サウナ室」又は「バレル型サウナ室」に設ける**放熱設備**をいう。



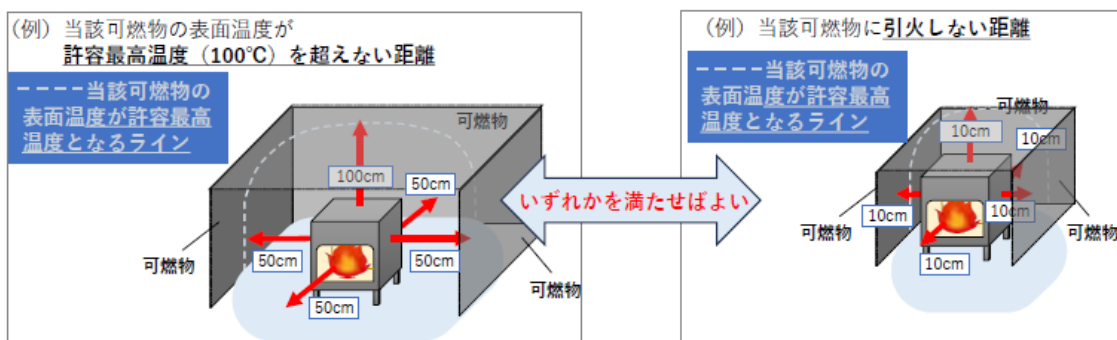
【テント型サウナ室】



【バレル型サウナ室】



(3) 設置位置



2 住宅火災予防の推進について

大規模地震時の電気火災対策が重要であるとされたことを踏まえ、住宅における火災の予防を推進するための施策に、「感震ブレーカー」の普及促進を明記する。

分電盤タイプ (内蔵型)	分電盤タイプ (後付型)	コンセントタイプ	簡易タイプ
分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断。	分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能。	コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断。	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断。

3 消防訓練の届出について

消防法令と宝塚市火災予防条例の比較

現況比較	消防法令	宝塚市火災予防条例
訓練実施前	【消防法施行規則第3条第1項(要約)】 防火管理者は、消火訓練及び避難訓練を実施する場合には、あらかじめ、その旨を消防機関へ通報しなければならない。	【宝塚市火災予防条例第5条第1項】 防火管理者は、消火及び避難等の消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。
	【消防法施行規則第51条の8第4項(要約)】 防災管理者は、避難訓練を実施する場合には、あらかじめ、その旨を消防機関へ通報しなければならない。	(規定なし)
訓練実施後	(規定なし)	【宝塚市火災予防条例第5条第2項】 防火管理者は、当該消防訓練実施後速やかに、その結果を消防署長に報告しなければならない。